3　施行令第四十六条の八の二第四項に規定する財務省令で定める方法は、国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、同条第五項に規定する国税庁長官の定める方法により氏名又は名称を明らかにして酒類購入記録情報を送信する方法とする。

4　施行令第四十六条の八の二第五項の規定により酒類購入記録情報を提供する場合における当該酒類購入記録情報の提供に関するファイル形式については、国税庁長官が定める。

5　施行令第四十六条の八の二第八項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　本邦から出国する際又は居住者（法第八十七条の六第三項に規定する居住者をいう。）となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長にその所持する旅券等を提示しなければならない旨

二　免税酒類を本邦から出国する際に所持していなかつた場合には、当該免税酒類の移出につき法第八十七条の六第一項の規定の適用により免除された酒税額に相当する額を徴収される旨

6　施行令第四十六条の八の二第九項に規定する財務省令で定める書類は、前条第二項に規定する書類とする。

7　第一項から第四項までに定めるもののほか、施行令第四十六条の八の二第四項に規定する電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

（承認送信事業者による酒類購入記録情報の提供方法及び保存等）

第三十七条の四の三　消費税法施行規則第十条の五第一項の規定は施行令第四十六条の八の二第十項前段の規定により承認送信事業者が同項第一号の契約に係る輸出酒類販売場に係る酒類購入記録情報を提供する場合について、消費税法施行規則第十条の五第二項の規定は施行令第四十六条の八の二第十項に規定する財務省令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の五第一項中「令第十八条の四第一項前段」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項前段」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場（租税特別措置法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。次条第一項において同じ。）」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報（同令第四十六条の八の二第四項に規定する酒類購入記録情報をいう。次項及び次条において同じ。）」と、「第十条の七第三項」とあるのは「消費税法施行規則第十条の七第三項」と、同条第二項中「令第十八条の四第一項」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と読み替えるものとする。

2　消費税法施行規則第十条の六の規定は、施行令第四十六条の八の二第十項前段の規定により提供した承認送信事業者による酒類購入記録情報の保存について準用する。この場合において、消費税法施行規則第十条の六第一項中「令第十八条の四第一項第一号」とあるのは「租税特別措置法施行令第四十六条の八の二第十項第一号」と、「市中輸出物品販売場」とあるのは「輸出酒類販売場」と、「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」と、同条第二項及び第三項中「購入記録情報」とあるのは「酒類購入記録情報」とする。

第三十八条の四を削る。

第三十九条を次のように改める。

（電子証明書の範囲）

第三十九条　施行令第四十七条の五第三項第二号に規定する財務省令で定める電磁的記録は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第二条第一項第二号イからハまでに掲げるもののいずれかに該当するものとする。

第四十条の二第一項第一号中「排出量が」の下に「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の」を加え、「。次項第一号、第四十条の四及び第四十条の七において「細目告示」を「）（次項第一号及び第四十条の四において「旧細目告示」に改め、同条第二項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。

第四十条の四第二項中「細目告示第四十一条第一項第十一号ロ」を「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条及び第四十条の七において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号」に改め、同条第三項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第四項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第八項中「第四十一条第一項第三号ロ」を「第四十一条第一項第三号」に改め、同条第九項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第七号ロ」に改め、同条第十七項中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第十八項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表の八」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十五項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表の八」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第二十七項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表の八」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十三項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表の八」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十四項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十五項第一号中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十六項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(1)」を「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)まで」を「第四十一条第一項第三号の表のロからニまで」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第三十九項第一号イ中「第四十一条第一項第三号ロの表の(3)」を「第四十一条第一項第三号の表の八」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改め、同条第四十二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」に改め、同号ロ中「細目告示」を「旧細目告示」に改める。